

参考資料

1. “緊急災害時動物救護対策要領”、社団法人東京都獣医師会、平成13年2月
2. “災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書”、練馬区・練馬区獣医師会、平成12年8月
3. “災害時の動物救護活動についての協定書”、板橋区・板橋区獣医師会、平成12年9月
4. “東京都地域防災計画 一震災編一 ”、東京都総務局災害対策部防災計画課編、平成10年3月
5. “災害時における避難所等の衛生管理マニュアル” 東京都、平成9年5月
6. “衛生局災害活動マニュアル 一災害時における医療・保健衛生活動等に関する本庁職員の行動指針一 ”、東京都衛生局、平成10年8月
7. “第7次東京都震災予防計画”、東京都総務局災害対策部防災計画課編、平成11年2月
8. “あなたのまちの地域危険度 一第4回地震に関する地域危険度測定調査報告書より一 ”、東京都都市計画局開発計画部管理課編、平成10年12月
9. “大地震の被災動物を救うために 一兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録一 ”、兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編、平成8年12月
10. “有珠山動物救護活動報告書”、動物救援活動報告書編集委員会編、平成13年3月
11. “緊急災害時における小動物救護マニュアル”、社団法人北海道獣医師会編、平成13年4月

社団法人東京都獣医師会緊急災害時動物救護対策要領

(目的)

第1条 緊急災害の発生に際し、本会が被災動物の救護活動を行うときはこの要領の定めるところによる。

(緊急災害時)

第2条 緊急災害時とは、広域または特定の地域における地震、火災、風水害、噴火などにより、多数の動物が危険な状態に陥り、またはその恐れがあり、会長が緊急に救護活動を必要と認めた場合をいう。

(対策本部)

第3条 会長は、緊急災害時には本会に動物救護対策を設け、対策本部長に就任するとともに、本部員に役員を当て統括する。

2. 本部長は支部長に班長を当て統括する。
3. 班長はブロックを組織し、ブロック長を選出し、対策本部と連携を図る。
4. 支部員は班員として行動する。

(救護活動)

第4条 本部長は、緊急災害時の情勢を的確に把握し、当該地区または隣接地区の班員の協力を得て、被災動物の救護活動を行うものとする。

2. 前項の場合において、本部長はブロック長を経て班長に救護活動を指示し、班長は状況に応じた救護活動を班員に指示するものとする。
3. 本部長は、救護活動の状況について随時ブロック長・班長に報告を求め、必要な指示を行うものとする。

第5条 被災動物の救護は次のとおりとする。

- (1) 被災動物の治療および一時保護管理
- (2) 薬品、飼料などの調達配布
- (3) その他必要と認められる救護活動

(協力連携)

第6条 救護活動を行うにあたり、本部長はあらかじめ関係行政機関に連絡するとともに関係都内獣医科大学ならびに関係団体の協力を求め、相互に連携を密にして万全を期するように努めるものとする。

1. 関係行政機関は以下のとおりとする。
 - ・東京都衛生局獣医衛生課
2. 関係都内獣医科大学は下記のとおりとする。
 - ・東京大学 ・東京農工大学 ・日本獣医畜産大学
3. 関係団体は以下のとおりとする。

・(社)日本獣医師会	・関東獣医師会連合会	・(財)日本動物愛護協会
・(社)日本動物福祉協会	・(社)日本愛玩動物協会	・(社)日本動物保護管理協会
・(社)東京都動物保護管理協会	・災害救助犬訓練士協会	・日本ペットフード工業会

・日本ペット用品工業会 ・その他

(連携体制整備)

第7条 各支部は緊急災害時における救護活動のため、所属する行政の担当課と連携体制を整備しておくものとする。

2. 支部は緊急災害時における活動のため、現地救護対策本部を立ち上げる策定をしておかなければならない。

(救護活動の中止)

第8条 本部長は救護活動が極めて困難または不可能と認められる場合、あるいは緊急災害が終息したと認められる場合は、関係行政機関および関係団体に連絡して、救護活動を中止することができる。

(緊急措置)

第9条 班員は、被災動物が救護できない状態になったと認められる場合は、自らの責任において緊急措置をとることができる。

2. 前項の場合、対策本部に報告するとともに可能な限り所有者の了承を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなくてはならない。また、所有者不明動物についても同様とする。

3. 前2項の措置は、班員の診療施設が緊急災害により被災したときもこれに準ずることができる。

(基金の設置)

第10条 緊急災害時の動物活動のため、平常時より基金を設置する。

(費用の弁済)

第11条 緊急災害時の救護活動に要した費用及び、班員が負担した薬品および飼料については基金等より費用弁済する。

(雑則)

第12条 緊急災害の救護活動にあたり、この要領によりがたい場合、またはこの要領に定めのない不測の事態が生じた場合は、会長はその状況に応じて適切な措置をとることができる。

付 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

委員会後記

動物救援活動は災害の種類(地震、火山噴火、津波、風水害など)、災害の規模並びに災害の発生場所(人口密度、動物数)により、その範囲を考慮すべきであり、また、その期間も時系列で捉えておく必要がある。

東京都獣医師会は、危機管理対策の一環として、平成12年度に緊急災害時動物救護システム構築委員会を設置し、災害時の動物救護対策について諮問した。委員会はこれを受け、過去における動物救護活動の状況を考慮し、現状におけるそのあり方について委員会案を答申した。また、同時期に、三宅島噴火による東京都獣医師会の動物救護活動にも関わり、実体験として多くのことを学んだ。

現在、都政における災害時の動物救護活動は、東京都の「地域防災計画(平成10年)」並びに「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル(平成9年)」等によりその方針が示されているが、区市町村を始めとし東京都獣医師会を含む関係機関との連携体制は整備されていない。

本来、災害時の動物救護対策は、行政主導型で関係機関と連携して対応すべき問題であるが、国を始めとし東京都においてもその体制を整備しようとする動きは見られない。しかしながら、地方分権の流れから、都内のいくつかの区では、支部の積極的な働きかけにより動物救護対策の整備が進められているところもある。

行政機関以外では、(社)日本獣医師会、(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会及び(社)日本動物保護管理協会の5団体から成る「緊急災害時動物救援本部(事務局：日本動物愛護協会)」が唯一の災害時における動物救護活動の連携団体であるが、過去における災害時の動物救護活動の実績は、危機管理対策の構築という意味では生かされていない。

東京都獣医師会が、災害時における動物救護システムの構築を考えた場合、東京都を始めとし関係機関との連携体制が整っていない現状を鑑みれば、おのずとその活動範囲は限定される。しかしながら、この体制が不備な状況においても、東京都獣医師会はその責務として、これらの関連機関との連携体制の構築を働きかけると共に、東京都の実態を考慮した上での具体的な対策を策定しておかなければならない。

このような背景を踏まえ、平成13年度は、前年度の緊急災害時動物救護システム構築委員会答申に基づく次のステップとして、緊急災害時動物救護ガイドライン(東獣ガイドライン)作成委員会が設置された。

本委員会は、東京都獣医師会内にその適用範囲を限定し、動物救護活動における初動の実効性を高めるために活動を行った。

なお、本ガイドラインにおける被害想定は、関東地震の再来(相模トラフに震源を設定)、あるいは東京直下型地震(南関東地域のどこにでも発生の可能性がある)の被害を想定し、ガイドラインの目的は、緊急災害時に東京都獣医師会がどう動くかを明確にすることとし、平常時からの準備並びに発災時の対応について試案した。

本ガイドラインが叩き台となり、これをきっかけに議論が高まることを期待したい。

平成14年3月

